

二十五番加茂

二十六番鶴岡

二十七番田川

二十八番井岡

二十九番鶴岡

三十番高寺

三十一番板井川

三十二番大綱

三十三番金峯

古ハ郡中にれ所の親者といふなりしとき
正徳五年乙未八月羽黒山空照院落り
根所福泉院等衆親人として歸忌松山両
の所人六人磯村爲傳村の百姓二人を以て
ひ二郡に三十三所のれ所を定め平を以て

寺領をその祠を新郡よりして子承義永の遠
一矢より地に堪へり壬午郡中の男女茂松
を以て菩提の爲として巡詣するもの多し
今羽黒檀現と稱するハ式内の社よりなり
毘波神社是なり社を親者と稱する事不
法の事なり飛多社は壬午代至今なり寺家
社ハ本地を立て親者とす今の親者寺是
なり社を以て本社を指して親者とし所
部も歌を書付社前に然る傳りハ歌り
変事なり云々又檀現寺あり衆徒は月